

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

- 教委規則  
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………
- 教委訓令  
山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表高校教育課の項中「全国高総文祭準備班」を削り、同表県立高校再編整備推進室の項の次に次のように加える。

全国高総文祭推進室

総務企画班 事業推進班

第十一条の表学校安全・体育課の項中「高校総体推進班」を削る。

第十二条の表高校教育課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表県立高校再編整備推進室の項の次に次のように加える。

全国高総文祭推進室

- 一 全国高等学校総合文化祭の総合調整に関すること。
- 二 実行委員会に関すること。
- 三 式典及び事業に関すること。
- 四 宿泊及び輸送に関すること。

第十二条の表学校安全・体育課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第六十一条の表山口県秋吉台青少年自然の家の項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第一号

教育庁一般  
各教育機関

山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会（令和六年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二県立高校再編整備推進室の項の次に次のように加える。

全国高総文祭推進室

総務文

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第 2 号

教 育 庁 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「県立高校再編整備推進室」の下に「、全国高総文祭推進室」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。